

## ∞新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて∞

認定の更新にあたっては、認定調査員と直接面談し認定調査を行う必要があります。

ただし、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、面会が困難な場合においては、前回と同じ介護度で、要介護認定の有効期間を12か月延長する臨時的な取扱いを行うことができます。

対象の方は次のとおりです。

- ① 更新申請者で、介護保険施設や病院等に入所していて面会による調査が困難な方
- ② 更新申請者で、他人との面会を避けているため面会による調査が困難な方

該当される方で、認定期間の延長を希望される場合は、申請書上部に「認定期間延長希望」と記入し、その理由（「施設等入所で面会不可」または「他人との面会を避けている」）も記入してください。（別紙「更新申請書 記入例」参照）

### （注意点）

- 今回、有効期間を延長された場合、12か月後には再度更新申請を提出する必要があります。
- 通常どおり、認定調査を行い審査会で介護度を決定すると、最長4年間の認定期間となります。
- 当面の間介護サービスを利用する予定がない方は、必ずしも更新申請をする必要はありません。介護サービスが必要になった際に、あらためて新規申請を行ってください。

●○お問合せ先・申請書送付先○●  
足立区役所介護保険課介護認定係  
（住所）〒120-8510  
足立区中央本町 1-17-1  
（電話）03-3880-5256（直通）